① 割引相互間の重複適用関係

㈠ 重複適用の有無

	マイレージ	前納	深夜	休日	障割
前納	×				
深夜	○	○			
休日	○	○	×		
障割	○	○	×	×	

㈡ 「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「休日」及び「障割」は、それぞれ、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、休日割引及び障害者割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引又は障害者割引
2	マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引

③ ⑸①において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

④ ⑶と⑴、ＥＴＣ前納割引、⑵、⑷又は障害者割引の割引相互間における重複適用関係

イ ⑴又はＥＴＣ前納割引は⑶と重複して各々の割引を適用する。

ロ ⑵、⑷又は障害者割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑶は適用しないものとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間を下記のとおり変更し、平成26年４月１日から実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成26年３月31日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．高速自動車国道中央自動車道西宮線他45路線に係る料金の額及び料金の徴収期間

［１］料金の徴収区間

路線名	徴収区間
⑴ 高速自動車国道中央自動車道西宮線	八日市インターチェンジから西宮インターチェンジまで
⑵ 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	天理インターチェンジから吹田インターチェンジまで
⑶ 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから神戸ジャンクションまで
⑷ 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	松原インターチェンジから有田インターチェンジまで
	御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまで
⑸ 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	吉川ジャンクションから小浜インターチェンジまで
⑹ 高速自動車国道中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから下関インターチェンジまで
⑺ 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから廿日市ジャンクションまで
	大竹ジャンクションから山口ジャンクションまで
⑻ 高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	宇部ジャンクションから下関ジャンクションまで
⑼ 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	播磨新宮インターチェンジから宍粟市（（仮称）山崎ジャンクション）まで
⑽ 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	岡山総社インターチェンジから北房ジャンクションまで
	落合ジャンクションから米子インターチェンジまで
⑾ 高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	三刀屋木次インターチェンジから松江玉造インターチェンジまで
⑿ 高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	広島ジャンクションから広島北インターチェンジまで
	千代田ジャンクションから浜田インターチェンジまで
⒀ 高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	宍道ジャンクションから出雲インターチェンジまで
⒁ 高速自動車国道四国縦貫自動車道	徳島インターチェンジから川之江東ジャンクションまで
	川之江ジャンクションから大洲インターチェンジまで
⒂ 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	徳島市（（仮称）徳島東インターチェンジ）から須崎東インターチェンジまで
⒃ 高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	西予宇和インターチェンジから大洲北只インターチェンジまで
⒄ 高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	門司インターチェンジから鹿児島インターチェンジまで
⒅ 高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	えびのインターチェンジから宮崎インターチェンジまで
⒆ 高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	長崎インターチェンジから大分米良インターチェンジまで
⒇ 高速自動車国道東九州自動車道	北九州ジャンクションからみやこ豊津インターチェンジまで
	福岡県築上郡（（仮称）椎田南インターチェンジ）から宇佐市（（仮称）宇佐インターチェンジ）まで